

著作権法第 35 条の改正による教育機関での著作物（出版物）の授業目的公衆送信利用に関して

一般社団法人日本医書出版協会

改正著作権法第 35 条が 2020 年 4 月 28 日より施行されました。これにより教育機関が行う授業において教材を公衆送信（インターネット、無線通信等の手段を通じて学生等に送信し受信装置を用いて伝達すること）する場合、補償金を支払うことにより、一定の条件の基で著作物を利用することが可能となりました。但し、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う、各学校の非常時的な運営状況に鑑みて、2020 年度（2021 年 3 月 31 日まで）の特別措置として上記の補償金は無償で著作物の授業目的の公衆送信が行えます。ご利用に関しましては一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS) への登録が必要になりますのでご留意頂きたいと存じます。

SARTRAS を通してのこのご利用、また紙媒体による複製物の配布は著作物の全ての利用に適用されるものではありません。著作権法第 35 条の規定により、必要と認められる範囲であり、かつその著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することのない範囲でのご利用に限られます。当協会会員出版社が発行する学術書、専門書等を、大学における医学専門教育で教材として公衆送信利用する場合は基本的に上記の規定に該当し、補償金の範囲では利用できない場合があります。

SARTRAS を通しての補償金制度ならびに無許諾・無償で利用できる範囲を超えるご利用は著作権者（著作者、出版社等）の許諾が必要となります。その許諾に関しましては各著作者と出版社の出版契約により出版社あるいは出版社からその管理の委託を受けた著作権等管理事業者から得ることが可能になっております。なお、現在の非常事態におきまして各学校の教材利用に対して各出版社が無償/有償の許諾をお出ししている場合もございますので、著作物（出版物）のご利用に関しましては、お手数ですが出版社を通してご確認を頂きますようお願い申し上げます。

一般社団法人日本書籍出版協会ならびに一般社団法人日本雑誌協会では上記に関する説明文書「教育機関が行う出版部素の複製利用等について」をそれぞれのサイトに掲載しております。当該文書については[説明文書](#)をご参照下さい。

上記以外に下記のサイトにも関係資料が掲載されています。

[「改正著作権法第 35 条運用指針（令和 2（2020）年度版）」を公表](#)

[2020 年度補償金制度利用に関する FAQ](#)

[授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について](#)